

EU の海洋ごみ対策及び循環経済への転換に向けた取組 —特定のプラスチック製品による環境への影響を低減する指令—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 濱野 恵

目 次

はじめに

I 根拠規定及び関連立法

- 1 基本条約上の規定
- 2 環境行動計画
- 3 プラスチックごみに関する関連立法

II 背景及び経緯

- 1 海洋プラスチックごみに関する国際的な関心の高まり
- 2 EU の循環経済行動計画におけるプラスチックへの言及
- 3 欧州プラスチック戦略の公表
- 4 特定のプラスチック製品に関する指令案の公表と指令の制定

III プラスチック製品指令の概要

- 1 目的及び範囲
- 2 加盟国が講ずるべき措置
- 3 指針の策定
- 4 報告及び検討
- 5 国内法への置換

おわりに

翻訳：特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関する 2019 年 6 月 5 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2019/904

キーワード：プラスチック製品指令、使い捨てプラスチック製品、欧州プラスチック戦略、流通禁止、削減目標、拡大生産者責任、消費者の意識向上、マイクロプラスチック

要 旨

2019年6月12日、「特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関する欧州議会及び理事会の指令」(Directive (EU) 2019/904)が公布された。指令は、欧州の海岸に見られるプラスチックごみの約半分を占める使い捨てプラスチック製品等について、これらが環境や人間の健康に及ぼす影響を防止及び低減するとともに、循環経済への転換を促進することによって、域内市場が効率的に機能することへの貢献を目的とする。対象となるのは、飲料容器、食品容器、たばこの吸い殻、綿棒、ストロー、買物袋(レジ袋)、フォークやスプーン等のカトラリー、風船等の使い捨てプラスチック製品、酸化型分解性プラスチック及びプラスチックを含む漁具である。指令は、加盟国が措置を講ずるべき事項として、消費削減、流通禁止、製品要件、表示要件、拡大生産者責任、分別回収、意識向上の7つを規定し、プラスチック製品の種類ごとに、適用する措置を定めている。

はじめに

プラスチックは安価で耐久性に優れ、多用途に使用することができるという利点を有し、多くの製品に使用されている。反面、プラスチックは使い捨てとしての利用が多く、再利用や再生利用が進んでおらず、廃棄された場合には、その耐久性ゆえに環境や生物の健康に悪影響を及ぼすことが指摘されている⁽¹⁾。

欧州では、1年間に約2710万トンのプラスチックごみが生じ、このうち31.1%が再生利用されたが、残りは焼却(41.6%)及び埋立(27.3%)で処理された(2016年)⁽²⁾。他方、適切に処理されず、海洋に流出したプラスチックごみが問題となっており、欧州委員会によると、欧州の海岸で見付かるごみのうち、①使い捨てプラスチック製品(single-use plastic products)が49%、②プラスチックを含む漁具(fishing gear)が27%、③その他のプラスチック廃棄物が6%を占め、合計で海岸で見付かるごみの80%以上をプラスチックごみが占める。また、特によく見付かる10種類のプラスチック製品だけで、①の使い捨てプラスチック製品の86%を占めている⁽³⁾。

こうしたプラスチック製品等による環境汚染を防止し、その再利用・再生利用を促進するため、2019年6月12日、「特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関する2019年

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年8月30日である。

(1) Didier Bourguignon, "Plastics in a circular economy: Opportunities and challenges," *Briefing*, 2017.5, pp.3-4. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/603940/EPRS_BRI\(2017\)603940_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/603940/EPRS_BRI(2017)603940_EN.pdf)>

(2) PlasticsEurope, "Plastics – the Facts 2018," p.33. PlasticsEurope website <https://www.plasticseurope.org/application/files/6315/4510/9658/Plastics_the_facts_2018_AF_web.pdf>

(3) これら10種類のプラスチック製品は、多いものから順に、①飲料ボトル、キャップ及び蓋、②たばこの吸い殻(フィルターにプラスチックを含む)、③綿棒、④菓子の袋や包装材、⑤衛生用品、⑥プラスチック製の袋、⑦カトラリー、ストロー、飲料のかき混ぜ棒(マドラー)、⑧飲料カップと蓋、⑨風船及びその取り付け棒、⑩ファストフードの包装材等の食品容器である。European Commission, "Commission Staff Working Document Impact Assessment: Reducing Marine Litter: action on single use plastics and fishing gear," SWD (2018) 254 final, 2018.5.28, pp.10-11. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:4d0542a2-6256-11e8-ab9c-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>

6月5日の欧州議会及び理事会の指令」(Directive (EU) 2019/904. 以下「プラスチック製品指令」という。)⁽⁴⁾が公布された。同指令は、前述した10種類の使い捨てプラスチック製品やプラスチックを含む漁具等の特定のプラスチック製品について、加盟国が講ずるべき措置を規定する。

本稿は、同指令の根拠規定、制定に至る背景と経緯、主な規定内容等を紹介し、同指令の本文を全訳するものである。

I 根拠規定及び関連立法

1 基本条約上の規定

EUの基本条約の1つであるEU運営条約は、EUが共有権限⁽⁵⁾を有する政策分野の1つに環境政策を挙げている(EU運営条約第4条)⁽⁶⁾。したがって、環境分野については、EUと加盟国は双方ともに立法を行い、法的拘束力を有する行為(legally binding acts)を採択することができる。ただし、加盟国が立法権限を行使できるのは、EUがその権限を行使していない範囲に限られる(同第2条)。

環境政策においてEUが有する権限の内容は、EU運営条約第191条から第193条に規定されている。第191条は、環境政策の目的として、環境の質の保全・保護・改善、人間の健康の保護、天然資源の慎重かつ合理的な利用、地域又は世界規模の環境問題(特に気候変動)に対応する国際的な措置の推進を挙げている。これらの目標を達成するため、通常立法手続⁽⁷⁾に従って、欧州議会と理事会が共同で措置を採択する(同第192条第1項)。ただし、財政的な性質を持つ規定、都市計画及び国土計画、水資源の管理、土地利用、加盟国のエネルギー源の選択に重大な影響を与える措置等の一定の分野については、特別立法手続に従って、理事会が全会一致で措置を採択する(同第192条第2項)。なお、環境保護に関する施策に関しては、加盟国は、第192条に基づくEUの措置よりも厳格な措置を定めることができる(同第193条)⁽⁸⁾。

2 環境行動計画

EU運営条約第192条第3項に基づき、欧州委員会は、今後の環境政策の優先目標等を示す行動計画を、数年おきに策定している。2019年7月現在、2013年11月20日に策定され、2014

(4) Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment, OJ L155, 2019.6.12. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>>

(5) EU運営条約は、EUの立法権限を、主として排他的権限、共有権限、補充的権限の3つの性質に類型化(EU運営条約第2条)し、各類型に該当する政策分野を挙げている。排他的権限の政策分野(同第3条に限定列举)の場合は、EUのみが立法を行うことができる。共有権限の政策分野(同第4条に例示列举)の場合は、EUと加盟国の双方が立法を行うことができるが、加盟国が立法権限を行使できるのは、EUがその権限を行使していない範囲に限られる。補充的権限の政策分野(同第6条に限定列举)の場合は、EUは加盟国の行動の支援・調整・補充のための措置のみを行うことができる。庄司克宏『新EU法 基礎編』岩波書店、2013、pp.31-34; 中村民雄『EUとは何か—国家ではない未来の形—』信山社、2016、pp.87-89。

(6) 環境分野におけるEUの権限は、1987年の単一欧州議定書により初めて明示的な規定が設けられ、1993年のマーストリヒト条約により、公式にEUの政策分野に加えられた。中西優美子「国際環境法、EU環境法と国内環境法の相互関係」中西優美子編『EU環境法の最前線—日本への示唆—』法律文化社、2016、pp.2-4、6-7; Tina Ohliger, “Environmental Policy: General Principles and Basic Framework,” *Fact Sheets on the European Union*, 2019. European Parliament website <http://www.europarl.europa.eu/ftu/pdf/en/FTU_2.5.1.pdf>

(7) 通常立法手続は、欧州議会と理事会が共同で立法を採択する立法形式である。これに対して、特別立法手続は、主として理事会が単独で立法を採択する立法形式である。特別立法手続の場合、欧州議会は、理事会の諮問に対する意見表明又は理事会の決定に対する同意・不同意の表明を行うが、立法の採択はできない。庄司 前掲注(5)、pp.88-94; 中村 前掲注(5)、pp.82-86。

(8) Alexander Proelß (中西優美子訳)「環境分野におけるEUの権限の範囲」中西 前掲注(6)、pp.34-37。

年から2020年までを対象期間とする第7次環境行動計画⁽⁹⁾が最新である。同行動計画は、①自然資本⁽¹⁰⁾の保護・保存・拡充、②資源効率が高く、環境に配慮した (green)、競争力のある低炭素経済への転換、③環境から受ける健康リスクからの保護、④関係法令の実施改善によるEU環境法の利益の最大化、⑤知識基盤の向上、⑥投資の確保、⑦環境政策と他の政策領域との統合、⑧都市の持続可能性の向上、⑨国際的な環境及び気候変動に関する取組という、9つの優先目標を設定している。

3 プラスチックごみに関する関連立法

EUでは、これまでも、廃棄物管理に関する多くの規則や指令が制定されている⁽¹¹⁾。プラスチックごみに特に関係するものとしては、廃棄物枠組み指令⁽¹²⁾と包装及び包装廃棄物指令⁽¹³⁾がある。廃棄物枠組み指令は、廃棄物の分類や処理方法などについて包括的な枠組みを定め、汚染者負担の原則、廃棄物ヒエラルキー (waste hierarchy) 等、廃棄物管理に関する主要な概念を定義している⁽¹⁴⁾。汚染者負担の原則とは、環境汚染の低減又は除去のための措置の費用は、汚染を引き起こした者又は会社により負担されなければならないという考え方で、EUの環境政策の基礎の1つとなっている⁽¹⁵⁾。廃棄物ヒエラルキーとは、廃棄物の発生抑制及び管理の優先順位を示したもので、優先度の高いものから順に、①発生抑制 (prevention)、②再利用のための準備 (preparing for re-use)、③再生利用 (recycling)、④その他の回収、例えばエネルギー回収 (other recovery, e.g. energy recovery)、⑤廃棄 (disposal) である⁽¹⁶⁾。

包装及び包装廃棄物指令は、輸送、保管、販売等において使用される包装材の廃棄に関して、包装廃棄物の発生抑制、再利用 (リユース)・再生利用 (リサイクル) 及び最終処分量の削減のための措置を定めている。同指令の2015年改正⁽¹⁷⁾は、加盟国に、軽量のプラスチック製の買物袋 (lightweight plastic carrier bag)⁽¹⁸⁾の削減のための措置を導入することを義務付けた。

海洋ごみに関しては、海洋戦略枠組み指令⁽¹⁹⁾において、2020年までに良好な海洋環境を実現するための1つの要素として、海洋ごみの量や内容が海洋又は海岸の環境を損なわないようにするための措置を採ることが、加盟国に求められている。

(9) Decision No 1386/2013/EU of the European Parliament and of the Council of 20 November 2013 on a General Union Environment Action Programme to 2020 'Living well, within the limits of our planet,' OJ L354, 2013.12.28. <<http://data.europa.eu/eli/dec/2013/1386/oj>>

(10) 自然資本 (natural capital) とは、森林、土壌、水、大気、生物資源等を、経済学における資本と見なしたものの。「自然資本」『デジタル大辞泉』<<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=2001029012700>>

(11) 主な規則・指令のリストは、次を参照。Didier Bourguignon, "Understanding waste management: Policy challenges and opportunities," *Briefing*, 2015.6, pp.4-5. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2015/559493/EPRS_BRI\(2015\)559493_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2015/559493/EPRS_BRI(2015)559493_EN.pdf)>

(12) Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives, OJ L312, 2008.11.22. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2008/98/oj>>

(13) European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste, OJ L365, 1994.12.31. <<http://data.europa.eu/eli/dir/1994/62/oj>>

(14) Didier Bourguignon, "Circular economy package: Four legislative proposals on waste," *Briefing*, 2018.3, p.4. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/614766/EPRS_BRI\(2018\)614766_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/614766/EPRS_BRI(2018)614766_EN.pdf)>

(15) Alexander Proelß (中西優美子訳)「EU環境法の原則」中西 前掲注(6), p.18.

(16) Directive 2008/98/EC, *op.cit.*(12), Article 4

(17) Directive (EU) 2015/720 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2015 amending Directive 94/62/EC as regards reducing the consumption of lightweight plastic carrier bags, OJ L115, 2015.5.6. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2015/720/oj>>; 加藤浩「【EU】レジ袋削減に関する指令案」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896327_po_02620103.pdf?contentNo=1>

(18) 商品の販売の際に消費者に提供される、厚さが50ミクロン未満のプラスチック製の袋。持ち手の有無を問わない。いわゆる「レジ袋」を指す。

このように、プラスチックごみは、廃棄物や海洋ごみに関する包括的な枠組みの一部としてこれまでも言及されてきたが、プラスチックごみに特化したEUレベルの立法はなされていなかった⁽²⁰⁾。

II 背景及び経緯

1 海洋プラスチックごみに関する国際的な関心の高まり

海洋に流出したプラスチックの破片が海鳥類、クジラ類、ウミガメ類等の消化管内で見つかる等の海洋生物によるプラスチック摂取の報告は1970年代頃から見られた。2000年代になると、プラスチックが海洋中の有害化学物質を吸着し、これらの輸送媒体となっていること、直径5ミリ以下の「マイクロプラスチック」⁽²¹⁾と呼ばれる微細なプラスチック破片が海洋中に多く存在していることが明らかとなった。2005年頃から、プラスチックに含まれる添加剤や、海洋中でプラスチックが吸着した有害化学物質が、海洋生物に取り込まれ、食物連鎖を通じて生態系に悪影響を及ぼす可能性が指摘されるようになった⁽²²⁾。

これに伴い、海洋プラスチックごみに対する国際的な関心も高まりを見せた⁽²³⁾。2015年には、国連の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)⁽²⁴⁾の1つに海洋汚染の防止・低減が掲げられた。2016年には、世界経済フォーラム(ダボス会議)において、プラスチックごみに関して対策が取られず現状のまま推移すれば、2050年までに海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を上回る可能性があるとの予測⁽²⁵⁾が紹介され、大きな注目を集めた。2018年には、日本及びアメリカを除くG7各国及びEUが「海洋プラスチック憲章」(Ocean Plastics Charter)に署名した⁽²⁶⁾。2019年には、有害廃棄物の国境を越える移動等を規制するバーゼル条約の規制対象に、汚れた廃プラスチックを加える改正が採択された⁽²⁷⁾。また、同年6月、大阪で開催されたG20の首脳宣言では、海洋へのプラスチックごみの流出の抑制及び大幅な削減のための行動を採る決意が表明され、2050年までに海洋プラスチックごみによる更なる

(19) Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive), OJ L164, 2008.6.25. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2008/56/oj>>

(20) Vivienne Halleux, “Single-use plastics and fishing gear: Reducing marine litter,” *Briefing*, Fourth edition, 2019.6.17, p.4. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625115/EPRS_BRI\(2018\)625115_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625115/EPRS_BRI(2018)625115_EN.pdf)>

(21) 海洋中で観測されるマイクロプラスチックは、最初から微細なプラスチック断片である「一次マイクロプラスチック」と、プラスチックが海洋中で分解されて微細なプラスチック断片となる「二次マイクロプラスチック」に分けられる。一次マイクロプラスチックは、意図的に作成されるもの(洗顔料に配合されるスクラブ剤等)と、意図せず発生するもの(製品製造の際に発生するプラスチック屑等)に分けられる。Bourguignon, *op.cit.*(1), p.4.

(22) 高田秀重・山下麗「海洋プラスチック汚染概論—研究の歴史、動態、化学汚染—」『用水と廃水』60巻1号, 2018.1, pp.29-31; 山下麗ほか「海洋プラスチック汚染—海洋生態系におけるプラスチックの動態と生物への影響—」『日本生態学会誌』66(1), 2016, pp.52-53, 59-60, 62-65.

(23) 海洋ごみ問題に関する近年の国内外の動向は、鈴木良典「海洋ごみをめぐる動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』927号, 2016.11.15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10213573_po_0927.pdf?contentNo=1>を参照。

(24) “Sustainable Development Goals,” United Nations Sustainable Development Goals website <<https://sustainabledevelopment.un.org/?menu=1300>>

(25) “The New Plastics Economy: Rethinking the Future of Plastics,” 2016.1, p.14. World Economic Forum website <http://www3.weforum.org/docs/WEF_The_New_Plastics_Economy.pdf>

(26) “Ocean Plastics Charter.” Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/international-commitments/ocean-plastics-charter.html>>

(27) “Text of the Convention.” Basel Convention website <<http://www.basel.int/TheConvention/Overview/TextoftheConvention/tabid/1275/Default.aspx>>; 「バーゼル条約第14回締約国会議の結果の概要」2019.5.14. 環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111534.pdf>>

汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有が打ち出された⁽²⁸⁾。

2 EUの循環経済行動計画におけるプラスチックへの言及

(1) 循環経済への転換に関する検討

一方、EUでは2000年を過ぎた頃から、発展途上国の経済発展が進み、天然資源の利用が拡大する中、天然資源の持続可能な利用と、環境への負の影響の低減を実現するため、資源を効率的に利用する経済への転換に向けた検討が始まっていた⁽²⁹⁾。

2005年には、第6次環境行動計画⁽³⁰⁾に基づく「天然資源の持続可能な利用に関するテーマ別戦略」⁽³¹⁾と題する政策文書において、資源利用の重要性と環境への影響に対する理解の向上、EUや加盟国における取組の評価等のための施策を実施する方向性が示された。2010年には、2020年までのEUの成長戦略である「欧州2020戦略（Europe 2020）」⁽³²⁾が採択され、EUの持続可能な成長を達成するために必要な要素の1つとして、環境に配慮した低炭素型の資源効率的な経済への移行が掲げられた。

これを受けて、2011年、「資源効率的な欧州—欧州2020戦略に基づくフラッグシップ・イニシアティブ」⁽³³⁾と題する政策文書が公表され、低炭素型の資源効率的な欧州を実現するための中期目標の1つとして、廃棄物の発生を抑え、廃棄物を資源として利用する「循環経済（circular economy）」へEUを転換するための戦略の策定が掲げられた。同年、同イニシアティブの実現に向けた目標等を定める「資源効率的な欧州に向けたロードマップ」⁽³⁴⁾が公表され、各種目標を整理した別表において、石油、海洋資源、廃棄物等の全ての資源や産業に関係する概念として「循環経済」が掲げられた。欧州委員会は、循環経済とは、製品と資源の価値を可能な限り長く維持し、廃棄物の発生を最小化し、資源の再利用・再生利用等を通じて更なる価値を生み出すことにより、技術革新、雇用創出に貢献し、持続可能な経済成長を実現する政策概念であると説明している⁽³⁵⁾。

(2) 循環経済行動計画におけるプラスチックごみへの言及

海洋プラスチックごみへの国際的な関心の高まりと、循環経済への転換という流れを受け

(28) 「G20 大阪首脳宣言」2019.6.28, 29. G20 大阪サミット 2019 ウェブサイト <https://www.g20.org/jp/documents/final_g20_osaka_leaders_declaration.html>

(29) 粟生木千佳「欧州を中心とした国際的な資源効率・循環経済の政策動向」『日本LCA学会誌』12巻4号, 2016.10, pp.268-269; 同「EUのCE(Circular Economy)政策 その7～循環経済政策(CE)に至る経緯～」2017.6.1 DOWA エコジャーナルウェブサイト <<http://www.dowa-ecoj.jp/sonomichi/ce/07.html>>; 森口祐一「EUにおける資源効率性と循環経済について」宮入裕夫編『最新材料の再資源化技術事典—資源の活用と循環型社会の構築に向けて—』産業技術サービスセンター, 2017, pp.54-56.

(30) Decision No 1600/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme, OJ L242, 2002.9.10. <<http://data.europa.eu/eli/dec/2002/1600/oj>>

(31) Commission of the European Communities, “Thematic Strategy on the sustainable use of natural resources,” COM (2005) 670 final, 2005.12.21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52005DC0670>>

(32) European Commission, “EUROPE 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth,” COM (2010) 2020 final, 2010.3.3. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52010DC2020>>

(33) European Commission, “A resource-efficient Europe – Flagship initiative under the Europe 2020 Strategy,” COM (2011) 21 final, 2011.1.26. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52011DC0021>> 欧州委員会は、欧州2020戦略に基づき、テーマ別に7つの「フラッグシップ・イニシアティブ」を公表しており、「資源効率的な欧州—欧州2020戦略に基づくフラッグシップ・イニシアティブ」は、その1つである。

(34) European Commission, “Roadmap to a Resource Efficient Europe,” COM (2011) 571 final, 2011.9.20. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2011:0571:FIN>>

(35) “Circular Economy Package: Questions & Answers,” 2015.12.2. European Union website <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-15-6204_en.htm>

て、欧州委員会は、2015年12月2日、「ループを閉じる—循環経済に向けたEU行動計画—」と題する政策文書⁽³⁶⁾(以下「循環経済行動計画」という。)と関連指令の改正案から構成される「循環経済パッケージ (Circular Economy Package)」を公表した⁽³⁷⁾。循環経済パッケージは、第7次環境行動計画の優先目標のうち、「②資源効率が高く、環境に配慮した、競争力のある低炭素経済への転換」という目標に対応する施策と位置付けられている⁽³⁸⁾。

循環経済行動計画は、設計から生産、消費、廃棄物の管理、再生資源の利用を含む、製品のライフサイクルの各段階において、EUが今後行う具体的な取組を示している。このうち、特に重点的に取り組む分野の1つとしてプラスチックを挙げ、海洋ごみに関する問題に取り組むため、循環経済に関するプラスチック戦略を策定することが示された。

3 欧州プラスチック戦略の公表

循環経済行動計画を受けて、欧州委員会は、2018年1月16日、「循環経済におけるプラスチックのための欧州戦略」⁽³⁹⁾(以下「欧州プラスチック戦略」という。)と題する政策文書を公表した。欧州プラスチック戦略は、①プラスチック製品の仕様や分別システムの改善による再生利用の推進、②プラスチック廃棄物の削減や投棄防止、③新たな技術開発、施設整備等に対する支援、④国際的な取組拡大のための方策を示し、これらの実施のため、今後EUが実施する具体的な施策のリストを掲載している。使い捨てプラスチックについては、②の廃棄物削減や投棄防止の施策の一環として、削減に関する法的措置の検討を進めることが示された。

4 特定のプラスチック製品に関する指令案の公表と指令の制定

欧州プラスチック戦略に基づき、欧州委員会は、2018年5月28日に、「特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関する欧州議会及び理事会の指令案」⁽⁴⁰⁾を公表した。

2018年12月19日、欧州委員会、欧州議会、理事会が指令案の修正内容に合意した。主な修正点は、指令の対象に酸化型分解性プラスチック (oxo-degradable plastic)⁽⁴¹⁾を追加 (第2条)、飲料ボトルの再生プラスチック含有量に関する目標を設定 (第6条)、製品の廃棄方法等に関する情報を表示する義務をたばこのフィルター等に拡大 (第7条)、製品の種類ごとに生産者が負担すべき費用を指定する等の拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility: EPR)⁽⁴²⁾制度

(36) European Commission, “Closing the loop: An EU action plan for the Circular Economy,” COM (2015) 614 final, 2015.12.2. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0614>>

(37) 循環経済パッケージ及び成立した指令の内容を簡潔に紹介したものと、島村智子「【EU】廃棄物関連指令の改正」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.2-3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11165023_po_02770101.pdf?contentNo=1>. なお、欧州委員会は当初、循環経済に向けた政策パッケージを2014年7月に公表したが、同年11月に発足した新たな欧州委員会が、同年12月に立法提案を撤回し、内容を変更して2015年12月に改めて公表した。撤回された2014年7月公表の政策パッケージについては、加藤浩「【EU】循環経済に向けて」『外国の立法』No.261-1, 2014.10, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8766460_po_02610103.pdf?contentNo=1>を参照。

(38) European Commission, “Commission Staff Working Document: Evaluation of the 7th Environmental Action Programme to 2020 ‘Living well, within the limits of our planet,’” SWD (2019) 181 final, 2019.5.15, pp.37, 88, 92. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:175e1aeb-76fc-11e9-9f05-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>

(39) European Commission, “A European Strategy for Plastics in a Circular Economy,” COM (2018) 28 final, 2018.1.16. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2018:28:FIN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2018:28:FIN;)>; 島村智子「【EU】プラスチック廃棄物に関する戦略の公表」『外国の立法』No.275-2, 2018.5, p.22. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11093482_po_02750210.pdf?contentNo=1>

(40) European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment,” COM (2018) 340 final, 2018.5.28. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018PC0340>>

の詳細化（第8条）、飲料ボトルの分別収集目標の期限の変更⁽⁴³⁾（第9条）、消費者の意識向上のための施策として、不適切な廃棄による下水道システムへの悪影響に関する情報提供を追加（第10条）等である。

修正合意された指令案は、2019年3月27日には欧州議会で、5月21日にはEU理事会で採択され、プラスチック製品指令が制定された。同指令は、6月12日に公布され、その20日後である7月2日に施行された。

Ⅲ プラスチック製品指令の概要

同指令は、全19か条及び7の附則（A部～G部）から成る。主な規定内容は、次のとおりである。

1 目的及び範囲

プラスチック製品指令の目的は、特定のプラスチック製品が環境や人間の健康に及ぼす影響を防止し、低減させるとともに、循環経済への転換を促進することによって、域内市場が効率的に機能することに貢献することである（第1条）。適用範囲は、附則で規定する使い捨てプラスチック製品、酸化型分解性プラスチック製品及びプラスチックを含む漁具である（第2条）。

2 加盟国が講ずるべき措置

指令は、その目的のため、加盟国が措置を講ずるべき事項として、消費削減、上市⁽⁴⁴⁾制限、製品要件、表示要件、拡大生産者責任、分別回収、意識向上の7つを規定し、プラスチック製品の種類ごとに、適用する措置を定めている（表1）。要約すれば、代替品が容易に利用可能なプラスチック製品に関しては、当該プラスチック製品の市場での流通は禁止される。代替品が容易に利用可能ではないプラスチック製品に関しては、消費削減、製品や表示の要件規制、拡大生産者責任（生産者に対する廃棄物管理の義務付け）等が適用される⁽⁴⁵⁾。また、ペットボトル等の飲料ボトルに関して、製品の要件、分別収集に関し、加盟国が達成すべき数値目標を定めている（表2）。7つの措置は次のとおりである。

(1) 消費削減（第4条）

加盟国は、附則A部に記載する使い捨てプラスチック製品（飲料カップ及び食品容器）を

(41) 酸化により、プラスチック素材を微細片に分解又は化学分解させる添加物を含むプラスチック素材（プラスチック製品指令第3条第3号）。酸化型分解性プラスチックは、廃棄されても十分な分解が行われず、マイクロプラスチックとなり、かえって環境汚染の原因となっているとされる（同前文(15)）。

(42) 生産に限らず、再生利用・廃棄を含む製品の全てのライフサイクルにおいて、生産者に責任を課すこと。

(43) 指令案では、2025年までに分別収集率90%を達成する目標が掲げられていたが、2025年までに77%、2029年までに90%に修正されて成立した。指令案の修正に際して、理事会が、分別収集目標を段階的に設定することを提案したためとみられる。“Single-use plastics law: what to look out for as EU countries try to water down deal,” 2018.12.17. Rethink plastic website <<https://rethinkplasticalliance.eu/news/single-use-plastics-law-what-to-look-out-for-as-eu-countries-try-to-water-down-deal/>>

(44) 「上市（placing on the market）」は、加盟国の市場において製品を最初に入手可能にすることをいう。プラスチック製品指令第3条第6号

(45) European Commission, “Circular Economy: Commission welcomes Council final adoption of new rules on single-use plastics to reduce marine litter,” 2019.5.21. European Commission website <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-2631_en.htm>

削減するために必要な措置を講じなければならない。具体的には、国内の消費削減目標の設定、使い捨てプラスチック製品に代わる再利用可能な代替品を入手可能にする措置、使い捨てプラスチック製品の無料配布を防止する経済的な手段等が挙げられる。

(2) 上市の制限 (第 5 条)

加盟国は、附則 B 部に記載する使い捨てプラスチック製品（綿棒、カトラリー（フォーク、ナイフ等）、皿、ストロー、飲料のかき混ぜ棒（マドラー）、風船の取付棒、発泡スチロール⁽⁴⁶⁾製の食品容器（附則 B 部の要件を満たすもの）・飲料容器・飲料カップ）及び酸化型分解性プラスチック⁽⁴⁷⁾製品の上市を禁止しなければならない。

(3) 製品の要件 (第 6 条)

加盟国は、附則 C 部に記載する使い捨てプラスチック製品（蓋つきの使い捨てプラスチック製飲料容器）については、容器の利用の際に、蓋が容器本体から離れない構造である場合に限って、上市を認めることができる。

附則 F 部に記載する使い捨てプラスチック製品（飲料ボトル）については、市場における再生プラスチックの利用を促進し、プラスチックの循環利用を確実にするため、再生プラスチックの含有量に関する目標が定められている（表 2 参照⁽⁴⁸⁾）。

(4) 表示 (第 7 条)

加盟国は、附則 D 部に記載する使い捨てプラスチック製品（生理用品、ウェットティッシュ（wet wipes）、たばこのフィルター及び飲料カップ）について、当該製品にプラスチックが含まれていることや、当該製品の適切な廃棄方法に関する情報、当該製品の不適切な廃棄が環境に及ぼす悪影響に関する情報を、目につきやすく、判読可能であり、消去不可能な形で、製品自体に又はその包装上に表示しなければならない。

(5) 拡大生産者責任 (第 8 条)

加盟国は、附則 E 部に記載する使い捨てプラスチック製品（食品容器、包装材、飲料容器、飲料カップ、買物袋、ウェットティッシュ、風船及びたばこのフィルター）について、再生利用・廃棄を含む製品の全てのライフサイクルにおいて生産者に責任を課す、拡大生産者責任制度を設けなければならない。

製品の廃棄に際して生産者が負う費用に関し、附則 E 部の I に記載する使い捨てプラスチック製品（食品容器、包装材、飲料容器、飲料カップ及び買物袋）については、生産者は、廃棄物枠組み指令、包装及び包装廃棄物指令に規定する拡大生産者責任に基づく費用⁽⁴⁹⁾に加えて、消費者の意識向上（(7) 参照）のための費用、公共のごみ収集システムに捨てられた廃棄物の収集費用、当該製品から生じたごみの清掃費用を負担しなければならない。

(46) 発泡スチロールには、製法と用途の異なる 3 種類があり、①主に魚箱や緩衝材に用いられる「ビーズ法発泡スチロール」、②主に食品トレイ等に用いられる「ポリスチレンペーパー」、③主に断熱建材に用いられる「押しボード（押出法ポリスチレンフォームともいう。）」がある。「発泡スチロール（EPS）」（資源循環指標調査検討委員会「資源循環指標調査検討委員会」報告書資源循環指標策定ガイドライン』参考資料 A-11）2002.6. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/12/A/10Happo.PDF>>

(47) 前掲注 (41) 参照

(48) プラスチック製品指令前文 (17)

(49) 廃棄物枠組み指令第 8a 条は、加盟国が拡大生産者責任制度を設ける場合の最低限の要件の 1 つとして、生産者が負担する費用に、①廃棄物の分別収集の費用、②廃棄物の保有者への情報提供の費用、③廃棄物の収集や処理に関するデータ収集に関する費用を含めることを規定している。包装及び包装廃棄物指令第 7 条第 2 項は、包装及び包装廃棄物について、同様の規定を置いている。

附則 E 部の II 及び III に記載する使い捨てプラスチック製品（ウェットティッシュ、風船及びたばこのフィルター）については、少なくとも、消費者の意識向上のための費用、当該製品から生じたごみの清掃費用、廃棄物の収集や処理に関するデータ収集費用等を負担しなければならない。附則 E 部の III に記載する使い捨てプラスチック製品（たばこのフィルター）については、更に、公共のごみ収集システムに捨てられた廃棄物の収集費用も負担しなければならない。この費用には、当該製品のごみがよく発生する場所に専用のごみ箱を設置する費用等を含めることができる。

(6) 分別収集（第 9 条）

プラスチック製の飲料ボトルは、分別収集システムの非効率性と、分別収集への消費者参加が低調であるために、海洋ごみとなっており、分別収集に関する目標を定める必要があるとされている⁽⁵⁰⁾。加盟国は、附則 F 部に記載する使い捨てプラスチック製品（飲料ボトル）について、分別収集目標（表 2 参照）を達成するため、必要な措置を講じなければならない。目標達成のため、加盟国は、デポジット・リファンド制度⁽⁵¹⁾等を設けることができる。

(7) 意識向上のための措置（第 10 条）

加盟国は、附則 G 部に記載する使い捨てプラスチック製品（食品容器、包装材、飲料容器、飲料カップ、たばこのフィルター、ウェットティッシュ、風船、買物袋、生理用品）及びプラスチックを含む漁具について、再利用可能な代替物の利用可能性、再利用の方法、不適切な投棄が特に海洋環境や下水道システムに与える影響等について、消費者に情報を提供するための措置を講じなければならない。

(50) プラスチック製品指令前文 (27)

(51) 商品購入時等に消費者が一定の預り金を預け（デポジット）、容器の返却時に払戻しを受ける（リファンド）仕組み。

表1 プラスチック製品指令における加盟国が講ずるべき措置とプラスチック製品の種類の対応

	消費削減	上市制限	製品要件 規制	表示要件 規制	拡大生産者 責任の適用	分別収集	意識向上
飲料カップ	○	○ ^(注1)		○	○ ^(注2)		○
食品容器	○	○ ^(注1)			○ ^(注2)		○
綿棒		○					
カトラリー (フォーク、ナイフ等)		○					
皿		○					
ストロー		○					
飲料のかき混ぜ棒 (マドラー)		○					
風船					○ ^(注3)		○
風船の取付棒		○					
飲料容器		○ ^(注1)	○		○ ^(注2)	○ ^(注5)	○
生理用品				○			○
ウェット ティッシュ				○	○ ^(注3)		○
たばこの フィルター				○	○ ^(注4)		○
袋、包装材					○ ^(注2)		○
買物袋					○ ^(注2)		○
漁具					○		○
酸化型分解性プラ スチック製品		○					

- (注1) 発泡スチロールで作られており、附則B部の要件を満たすもの。
 (注2) 意識向上のための費用、公共の収集システムに捨てられた廃棄物の収集費用、清掃費用を生産者が負担する。
 (注3) 意識向上のための費用、清掃費用、データ収集及び報告の費用を生産者が負担する。
 (注4) 注3の費用に加え、公共の収集システムに捨てられた廃棄物の収集（ごみの頻出する場所におけるごみ箱等の設置を含む）費用を生産者が負担する。
 (注5) 飲料ボトルが対象。
 (出典) Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment, OJ L155, 2019.6.12. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>> を基に筆者作成。

表2 プラスチック製品指令における飲料ボトルに関する数値目標

項目	内容
製品の要件 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年から：各加盟国で上市された容量3リットルまでのペットボトルに関し、全体として平均で再生プラスチックを25%以上含む。 ・2030年から：各加盟国で上市された容量3リットルまでの飲料ボトルに関し、全体として平均で再生プラスチックを30%以上含む。
分別収集 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用のため、2025年までに、上市された飲料ボトルの重量^(注)の77%に相当する量を分別収集する。 ・再生利用のため、2029年までに、上市された飲料ボトルの重量^(注)の90%に相当する量を分別収集する。

- (注) ある年に上市された飲料ボトルの量は、当該年に廃棄された飲料ボトルの量に等しいとみなすことができる。
 (出典) Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment, OJ L155, 2019.6.12. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>> を基に筆者作成。

3 指針の策定

欧州委員会は、この指令の施行から1年後の2020年7月3日までに、加盟国と協議して、この指令において使い捨てプラスチック製品とみなされるものの具体例を含む指針を公表するものとする（第12条）。

4 報告及び検討

加盟国は、年に一度、使い捨てプラスチック製品の消費削減、分別収集、飲料ボトルに含まれる再生プラスチックに関する目標、たばこのフィルター収集状況等に関するデータを、欧州委員会に報告しなければならない。欧州委員会は、2027年7月3日までに、提供されたデータを踏まえ、指令の実施状況に関する報告書を刊行し、必要に応じて、法的措置の提案を行う。報告書は、指令の対象となる使い捨てプラスチック製品の見直し、拘束力のある量的な削減目標の設定の実現可能性に関する検討等を含むものとする（第13条、第15条）。

5 国内法への置換

加盟国は、2021年7月3日までに、指令の内容を国内法に置換しなければならない。上市の制限（第5条）及び消費者への情報提供を行う表示の添付（第7条第1項）は2021年7月3日から適用される。飲料容器のキャップが容器から外れないようにする製品設計（第6条第1項）は2024年7月3日から、拡大生産者責任に関する要件（第8条）は2024年12月31日⁽⁵²⁾までに適用される（第17条第1項）。

国内法への置換の方法に関し、第4条に定める消費削減及び第8条に定める拡大生産者責任の規定が達成されるのであれば、消費削減に関する措置（第4条第1項）、拡大生産者責任に関する措置（第8条第1項及び第8項）は、法令ではなく、所轄官庁及び関係する経済部門（economic sector）の間の合意により、定めることができる（第17条第3項）。

おわりに

欧州議会における指令案の審議では、指令案の内容は十分とは言えないにせよ、海洋プラスチックごみの低減につながる第一歩であると歓迎する意見が多くみられた⁽⁵³⁾。一方、海洋ごみの削減には、使い捨てプラスチック廃棄物の主たる発生源であるアジアやアフリカでの取組を促すことが先決であるとの意見、使い捨てプラスチック製品の使用が禁止されることにより雇用が失われるとの懸念等⁽⁵⁴⁾も表明された。

プラスチック廃棄物問題に取り組むNGOからは、消費削減に関する拘束力のある数値目標

(52) ただし、2018年7月4日より前に規定された拡大生産者責任制度及びたばこのフィルターに関しては、2023年1月5日までに適用する。プラスチック製品指令第17条第1項

(53) 例えば、Sirpa Pietikäinen 議員（欧州人民党）、Miriam Dalli 議員（社会民主進歩同盟）、Margrete Auken 議員（緑・欧州自由同盟）の発言等を参照。“15. Reduction of the impact of certain plastic products on the environment (debate),” CRE 27/03/2019 – 15, 2019.3.27. European Parliament website <http://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-8-2019-03-27-ITM-015_EN.html> 括弧内は所属会派名を示す。欧州人民党は中道右派、社会民主進歩同盟は中道左派、緑・欧州自由同盟は環境保護政策の会派であり、いずれも親EU的とされる。

(54) Danilo Oscar Lancini 議員（国家と自由の欧州）、Bill Etheridge 議員（自由と直接民主主義の欧州）の発言。“15. Reduction of the impact of certain plastic products on the environment (debate),” *ibid.* 国家と自由の欧州、自由と直接民主主義の欧州は、EUに懐疑的な会派とされる。

が設定されなかった点等が問題として指摘されている⁽⁵⁵⁾。消費削減及び拡大生産者責任に関する措置を、所轄官庁と関係する経済部門との合意によって定めることを可能とする規定については、加盟国による十分な透明性の確保と監視が必要であるとの指摘がある⁽⁵⁶⁾。また、一部のプラスチック産業の業界団体は、2019年5月の欧州選挙を目前に控えた時期に審議が行われたため、指令案の十分な審議が行われたか疑問であるとの懸念を表明している⁽⁵⁷⁾。

なお、プラスチック製品指令は、マイクロプラスチック⁽⁵⁸⁾を対象としていないが⁽⁵⁹⁾、欧州プラスチック戦略において、商品等に意図的に添加されるマイクロプラスチックの使用を「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則 (REACH 規則)」⁽⁶⁰⁾による規制対象とするための手続を開始するとしている⁽⁶¹⁾。これに基づき、同規則に定める手続に従って、欧州化学品庁 (European Chemicals Agency: ECHA) がマイクロプラスチックに関する規制の内容やその影響に関する報告書を作成し、2019年8月現在、2019年9月を最終期限とするパブリックコメントを実施している⁽⁶²⁾。パブリックコメントの終了後、欧州化学品庁の下に置かれている社会経済分析専門委員会 (Committee for Socio-economic Analysis: SEAC) 及びリスク評価専門委員会 (Committee for Risk Assessment: RAC) が公表する意見を踏まえ、欧州委員会は、マイクロプラスチックを規制対象とする立法提案を行う予定である⁽⁶³⁾。

今後、プラスチック製品指令に基づく使い捨てプラスチック製品等に関する規定や、マイクロプラスチックに関する規制が実施されるに当たり、加盟各国のみならず、日本を含めた国際社会にどのような影響を与えるかが、注目される。

(はまの めぐみ)

(55) “It’s OFFICIAL: EU agrees unprecedented cuts to single-use plastics,” 2018.12.19. European Environmental Bureau website <<https://eeb.org/official-eu-agrees-unprecedented-cuts-to-single-use-plastics/>>

(56) Larissa Copello de Souza, “How can EU members make good on new single-use plastics law?” 2019.5.21. EURACTIVE website <<https://www.euractiv.com/section/energy-environment/opinion/how-can-eu-members-make-good-on-new-single-use-plastics-law/>>

(57) “Single Use Plastics: a Political or Environmental Decision?” *Food Packaging Bulletin*, Vol.27 no.5/6, 2018, pp.2-3.

(58) 前掲注 (21)

(59) プラスチック製品指令前文 (8)

(60) Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC, OJ L396, 2006.12.30. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2006/1907/2019-01-07>>

(61) European Commission, *op.cit.* (39), p.13.

(62) “Submitted restrictions under consideration: microplastics.” ECHA website <<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/22921/term>>

(63) “Explaining REACH: Restricting substances – how is it done?” ECHA website <https://newsletter.echa.europa.eu/home/-/newsletter/entry/3_13_restrictions>

特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関する 2019年6月5日の欧州議会及び理事会の指令 (EU)2019/904

Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 濱野 恵訳

【目次】

- 第1条 目的
- 第2条 範囲
- 第3条 定義
- 第4条 消費削減
- 第5条 上市の制限
- 第6条 製品の要件
- 第7条 表示の要件
- 第8条 拡大生産者責任
- 第9条 分別収集
- 第10条 意識向上のための措置
- 第11条 措置の調整
- 第12条 使い捨てプラスチック製品の仕様及び指針
- 第13条 情報システム及び報告
- 第14条 罰則
- 第15条 評価及び検討
- 第16条 委員会 [Committee] 手続
- 第17条 [国内法への] 置換
- 第18条 施行
- 第19条 名宛人

附則

- A 部 消費削減に関する第4条の対象となる使い捨てプラスチック製品
- B 部 上市の制限に関する第5条の対象となる使い捨てプラスチック製品
- C 部 製品要件に関する第6条第1項から第4項までの対象となる使い捨てプラスチック製品
- D 部 表示要件に関する第7条の対象となる使い捨てプラスチック製品
- E 部
 - I 拡大生産者責任に関する第8条第2項の対象となる使い捨てプラスチック製品
 - II 拡大生産者責任に関する第8条第3項の対象となる使い捨てプラスチック製品
 - III 拡大生産者責任に関する第8条第3項の対象となるその他の使い捨てプラスチック製品
- F 部 分別収集に関する第9条及び製品要件に関する第6条第5項の対象となる使い捨てプラスチック製品
- G 部 意識向上に関する第10条の対象となる使い捨てプラスチック製品

欧州議会及び欧州連合理事会は、EU 運営条約、特にその第 192 条第 1 項⁽¹⁾に鑑み、[…中略]この指令を採択した。

第 1 条 目的

この指令の目的は、特定のプラスチック製品による環境、特に水域環境及び人の健康への影響を防止し、低減させるとともに、革新的で持続可能なビジネスモデル、製品及び素材によって循環経済への転換を促進させることとし、かつ、この方法によって域内市場が効率的に機能することに貢献することとする。

第 2 条 範囲

1. この指令は、附則に記載する使い捨てプラスチック製品、酸化型分解性プラスチック [oxo-degradable plastic] で作られた製品及びプラスチック含有漁具に適用される。
2. この指令が指令 94/62/EC⁽²⁾又は 2008/98/EC⁽³⁾と抵触する場合には、この指令が優先するものとする。

第 3 条 定義

この指令の適用上、次の各号に掲げる定義を適用する。

- (1) 「プラスチック」とは、規則 (EC) 1907/2006⁽⁴⁾第 3 条第 5 項に定義するポリマーで構成された素材であって、添加物又はその他の物質が添加されている可能性があり、かつ、最終製品の主要構成要素として機能することができるものをいう（化学修飾⁽⁵⁾されていない自然のポリマーを除く。）。
- (2) 「使い捨てプラスチック製品 [single-use plastic product]」とは、全体又は一部がプラスチックで作られた製品であって、その寿命中に、当該製品が計画された同じ目的で充填され又は再利用されるために生産者に返却されることによって、複数回の移動又は循環を経るようには想定、設計又は上市されていないものをいう。
- (3) 「酸化型分解性プラスチック」とは、プラスチック素材を酸化により微細片に分解させ

* この翻訳は、Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment, OJ L155, 2019.6.12. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>> の前文を除いた条文及び附則を邦訳したものである。注は全て訳者によるものであり、規則、指令の詳細を示した原注は、本稿のフォーマットに合わせて脚注に取り込んだ。訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。また、訳文の「理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union) を、補記のない「委員会」は全て欧州委員会 (European Commission) を指す。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 8 月 30 日である。

- (1) 欧州連合 (EU) 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) は、欧州連合 (EU) 条約 (Treaty on European Union) と並ぶ EU の基本条約である。EU 運営条約第 192 条第 1 項は、第 191 条に掲げる目標を達成するための措置を、欧州議会及び EU 理事会が通常立法手続に従って決定することを定めている。第 191 条は、環境政策の目的として、環境の質の保全・保護・改善、人間の健康の保護、天然資源の慎重かつ合理的な利用、地域又は世界規模の環境問題（特に気候変動）に対応する国際的な措置の推進を挙げている。
- (2) European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste, OJ L365, 1994.12.31. <<http://data.europa.eu/eli/dir/1994/62/oj>>
- (3) Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives, OJ L 312, 2008.11.22. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2008/98/oj>>
- (4) Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC, OJ L396, 2006.12.30. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2006/1907/2019-01-07>>
- (5) 化学修飾 (chemical modification) とは、タンパク質、酵素、金属、電極、樹脂表面等に特定の化合物等を結合させ、本来の性質を改変したり、特殊な機能を持たせたりすることを指す。日本化学会編『標準化学用語辞典 第 2 版』丸善, 2005, p.106; 吉村壽次編『化学辞典 第 2 版』森北出版, 2012, p.246..

又は化学分解させる添加物を含むプラスチック素材をいう。

- (4) 「漁具」とは、海洋生物資源を標的とし、捕獲し若しくは養殖するために漁業若しくは水産養殖で利用され又はこのような海洋生物資源をおびき寄せて捕獲し若しくは養殖するために海表面に浮かべられるあらゆる道具又は装置の一部をいう。
- (5) 「漁具廃棄物」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条第 1 項における廃棄物の定義⁽⁶⁾の対象となるあらゆる漁具をいい、当該漁具が、放棄され又は紛失されたときを含め捨てられたときに当該漁具の一部であった若しくはそれに付随していた全ての個々の部品、物質又は素材を含む。
- (6) 「上市」とは、加盟国の市場において製品を最初に入手可能にすることをいう。
- (7) 「市場で入手可能にする」とは、有償又は無償を問わず、商業活動の一環として行われる、加盟国の市場における製品の頒布、消費又は使用のためのあらゆる供給をいう。
- (8) 「整合規格」とは、規則 (EU)1025/2012⁽⁷⁾第 2 条第 1 項第 c 号で定義される整合規格⁽⁸⁾をいう。
- (9) 「廃棄物」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条第 1 項で定義されるもの⁽⁹⁾をいう。
- (10) 「拡大生産者責任制度」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条第 21 項で定義される拡大生産者責任制度⁽¹⁰⁾をいう。
- (11) 「生産者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) 欧州議会及び理事会指令 2011/83/EU⁽¹¹⁾第 2 条第 7 号に定義する遠距離契約の手段を含め、使用される販売手段を問わず、使い捨てプラスチック製品、充填された使い捨てプラスチック製品又はプラスチック含有漁具を業務として製造し、充填し、販売し又は輸入し及び当該加盟国に上市するあらゆる自然人又は加盟国内に設立された法人であって、欧州議会及び理事会規則 (EU)1380/2013⁽¹²⁾第 4 条第 28 号で定義される漁業活動⁽¹³⁾を行っているもの以外のもの
 - (b) 業務として、他の加盟国において、一般世帯又は一般世帯以外の利用者に対し、欧州議会及び理事会指令 2011/83/EU 第 2 条第 7 号に定義する遠距離契約の手段により、使い捨てプラスチック製品、充填された使い捨てプラスチック製品又はプラスチック含有漁具を直接に販売するあらゆる自然人又は加盟国内若しくは第三国内に設立され

(6) 保有者が、捨てる、捨てる意図がある又は捨てることが要求されている物質又は物体を指す。

(7) Regulation (EU) No 1025/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on European standardisation, amending Council Directives 89/686/EEC and 93/15/EEC and Directives 94/9/EC, 94/25/EC, 95/16/EC, 97/23/EC, 98/34/EC, 2004/22/EC, 2007/23/EC, 2009/23/EC and 2009/105/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Decision 87/95/EEC and Decision No 1673/2006/EC of the European Parliament and of the Council, OJ L316, 2012.11.14. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2012/1025/2015-10-07>>

(8) EU 内で調和のとれた法令を適用するために委員会が行う要求に基づいて採択される欧州規格を指す。

(9) 前掲注 (6) 参照。

(10) 製品の生産者が、製品のライフサイクルの廃棄段階の財務上及び組織上の責任を負うことを確保するために、加盟国が講じる一連の措置を指す。

(11) Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council, OJ L304, 2011.11.22. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2011/83/2018-07-01>>

(12) Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC, OJ L354, 2013.12.28. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2013/1380/2017-11-20>>

(13) 魚の探索、漁具の設置・運搬、魚及び水産物の船上での漁獲・輸送・加工等を指す。

た法人であって、欧州議会及び理事会規則（EU）1380/2013 第 4 条第 28 号で定義される漁業活動を行っているもの以外のもの

(12) 「収集」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条第 10 項で定義される収集⁽¹⁴⁾をいう。

(13) 「分別収集」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条第 11 項で定義される分別収集⁽¹⁵⁾をいう。

(14) 「処理」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条第 14 項で定義される処理⁽¹⁶⁾をいう。

(15) 「包装」とは、指令 94/62/EC 第 3 条第 1 項で定義される包装⁽¹⁷⁾をいう。

(16) 「生分解性プラスチック」とは、最終的に炭酸ガス（CO₂）、バイオマス及び水に分解されるような物理的、生物学的な分解が可能なプラスチックであって、包装に関する欧州規格に従って、堆肥化及び嫌気性消化⁽¹⁸⁾によって回収⁽¹⁹⁾が可能なものをいう。

(17) 「港湾受入施設」とは、指令 2000/59/EC⁽²⁰⁾第 2 条第 e 号で定義される港湾受入施設⁽²¹⁾をいう。

(18) 「たばこ製品」とは、指令 2014/40/EU⁽²²⁾第 2 条第 4 号で定義されるたばこ製品⁽²³⁾をいう。

第 4 条 消費削減

1. 加盟国は、[欧州] 連合の廃棄物政策の全般的な目的、特に廃棄物発生抑制 [の目的] に沿って、附則 A 部に記載する使い捨てプラスチック製品の消費において意欲的かつ継続的な削減を達成するため、消費の増加傾向が実質的な反転に至るよう、必要な措置を講じなければならない。これらの措置は、加盟国の領域において、附則 A 部に記載する使い捨てプラスチック製品の消費の計測可能な量的削減を 2022 年と比較して 2026 年までに実現しなければならない。

2021 年 7 月 3 日までに、加盟国は、第 1 段落に基づき採択した措置の [内容の] 説明を準備し、当該説明を委員会に通知し、公に入手可能としなければならない。加盟国は、第 11 条に掲げる計画又はプログラムについては、当該計画若しくはプログラムを管轄する連合の関連する立法行為に従って行われる当該計画若しくはプログラムの初回の更新に際し、[第 1 段落に基づき講じた措置の内容の] 説明に定められた措置と当該計画若しくはプログラムとを一体のものとしなければならない。又は、その目的のために特に作成されたその他のプログラムと [第 1 段落に基づき講じた措置の内容の] 説明に定められた措置とを一体のものとしなければならない。

(14) 廃棄物処理施設へ運ぶための予備的な分別及び保管を含めた廃棄物の収集を指す。

(15) 特定の処理を容易にするために、廃棄物の種類や性質ごとに分けて収集することを指す。

(16) その準備も含め、回収 (recovery) 又は廃棄の工程を指す。「回収」については、後掲注 (19) を参照。

(17) 生産者から利用者又は消費者へ渡される物品の格納、保護、取扱、配達、提示のために使用される製品。

(18) 畜産廃棄物や生ごみ、余剰汚泥等の有機性廃棄物の処理において、酸素のない嫌気条件下で複数種の嫌気性細菌の代謝作用により有機性排水・廃棄物等に含まれる有機物をメタン (CH₄) と炭酸ガス (CO₂) に分解する反応。「嫌気性排水処理 (メタン発酵) 技術の研究動向」国立環境研究所ウェブサイト <<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/35/12-13.html>>

(19) 回収 (recovery) とは、特定の機能を果たす他の物質を廃棄物が代替すること等により、廃棄物が有効に利用される工程を指す。具体的には、燃料としての利用 (エネルギー回収)、農業土壌の改善処理など。Directive 2008/98/EC, *op.cit.* (3), Article 3(15), Annex II

(20) Directive 2000/59/EC of the European Parliament and of the Council of 27 November 2000 on port reception facilities for ship-generated waste and cargo residues, OJ L332, 2000.12.28. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2000/59/2015-12-09>>

(21) 船舶で生じた廃棄物を受け入れることができる施設を指す。

(22) Directive 2014/40/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco and related products and repealing Directive 2001/37/EC, OJ L127, 2014.4.29. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/40/2015-01-06>>

(23) 遺伝子操作がなされているか否かを問わず、部分的であっても、たばこが含まれている製品を指す。

当該措置には、国内の消費削減目標、附則 A 部に記載する使い捨てプラスチック製品の再利用可能な代替品が最終消費者への販売の時点で入手可能であるようにする措置、当該使い捨てプラスチック製品が最終消費者への販売の時点で無料提供されることがないようにする経済的手法及び第 17 条第 3 項に掲げる合意を含めることができる。加盟国は、指令 94/62/EC 第 18 条⁽²⁴⁾の例外として、これらの製品がごみになることを防ぐことを目的として、再利用可能な又はプラスチックを含まない製品で確実に代用させるために、市場制限を課すことができる。これらの措置は、これらの使い捨てプラスチック製品がごみになるときを含め、そのライフサイクルにおいて環境に及ぼす影響に応じて異なるものとするができる。

この項に基づき採択される措置は比例性⁽²⁵⁾があり、かつ、非差別的でなければならない。加盟国は、これらの措置について、欧州議会及び理事会指令 (EU)2015/1535⁽²⁶⁾が求める場合においては、同指令に従い、委員会に通知しなければならない。

この項の第 1 段落に適合させるために、各加盟国は、附則 A 部に記載する使い捨てプラスチック製品の上市及び削減の措置を監視し、かつ、連合における拘束力のある消費削減の量的目標の策定を視野に入れて、この条の第 2 項及び第 13 条第 1 項に従い、進捗状況を委員会に報告しなければならない。

- 2021 年 1 月 3 日までに、委員会は、附則 A 部に記載する使い捨てプラスチック製品の意欲的及び継続的な消費削減を算出し、検証するための方法について、実施行為⁽²⁷⁾を採択するものとする。当該実施行為は、第 16 条第 2 項に掲げる審査手続に従って採択されるものとする。

第 5 条 上市の制限

加盟国は、附則 B 部に記載する使い捨てプラスチック製品及び酸化型分解性プラスチックで作られた製品の上市を禁止しなければならない。

第 6 条 製品の要件

- 加盟国は、附則 C 部に記載する使い捨てプラスチック製品であって、プラスチック製のキャップ及び蓋があるものについては、当該製品の想定される使用期間を通じて、キャップ及び蓋が容器に付着した状態のままであるときに限り、上市が認められることを確実にしなければならない。
- この条の適用上、プラスチックで封がされている金属製のキャップと蓋は、プラスチック製とみなさない。

(24) 加盟国は、当該加盟国の領域において、指令 94/62/EC の規定を満たす包装が上市されることを禁止してはならないこと（上市の自由）を規定している。

(25) 比例性の原則とは、EU 司法裁判所の判例によって EU 法の一般原則の 1 つとして確立した原則であり、EU 法に基づき実施される措置は、目的を達成するために適当であり、かつ、達成に必要な範囲を超えてはならないことを意味する。現在では、EU 条約第 5 条第 4 項において、EU の活動内容及び形式は、EU の基本条約の目的の達成に必要とされる範囲を超えてはならないことが規定されている。庄司克宏『新 EU 法 基礎編』岩波書店、2013、pp.38-39; 中西優美子『法学叢書 EU 法』新世社、2012、pp.29-31、108-109。

(26) Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical regulations and of rules on Information Society services, OJ L241, 2015.9.17. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2015/1535/oj>>

(27) 「実施行為 (implementing acts)」とは、法的拘束力を有する EU の行為のために EU 内で一律の条件が必要とされる場合に欧州委員会が採択するもの (EU 運営条約第 291 条第 2 項) で、実施規則、実施指令、実施決定がある。庄司 前掲注 (25)、pp.105-106、209-210。

3. 2019年10月3日までに、委員会は、欧州標準化機関⁽²⁸⁾に、第1項に掲げる要件に関する整合規格⁽²⁹⁾を策定することを要求するものとする。この規格は、特に、炭酸飲料の飲料容器を含め、飲料容器の密閉に必要な強度、信頼性及び安全性を確保する必要性に対応するものとする。
4. 第3項に掲げる整合規格の番号が『欧州連合官報 [Official Journal of the European Union]』で公布された日から、第1項に掲げる使い捨てプラスチック製品のうち、当該規格又はその一部に合致するものは、第1項に定める要件に合致するものとみなす。
5. 附則F部に記載する飲料ボトルに関しては、加盟国は、次の各号に掲げる事項を確実に実施しなければならない。
 - (a) 2025年から、附則F部に記載するポリエチレン・テレフタレートを主成分とする飲料ボトル（以下「PETボトル」という。）については、当該加盟国の領域において上市される全てのPETボトルの平均値を計算して、25%以上の再生プラスチックを含むこと。
 - (b) 2030年から、附則F部に記載する飲料ボトルは、当該加盟国の領域において上市される全ての当該飲料ボトルの平均値を計算して、30%以上の再生プラスチックを含むこと。2022年1月1日までに、委員会は、この項の第1段落で定める目標値の算出及び検証のための規定を定める実施行為を採択するものとする。これらの実施行為は、第16条第2項に掲げる審査手続に従って採択されるものとする。

第7条 表示の要件

1. 加盟国は、附則D部に記載する上市された使い捨てプラスチック製品の包装又は製品自体に、次の各号に掲げる事項について、目につきやすく、明確に判読可能かつ消去不能な形で、消費者に情報提供する表示を確実に付さなければならない。
 - (a) 廃棄物ヒエラルキー [waste hierarchy]⁽³⁰⁾に沿った、当該製品の適切な廃棄物管理の選択肢又は当該製品について避けるべき廃棄方法
 - (b) 当該製品にプラスチックが含まれていること及び当該製品の投棄又はその他の不適切な製品廃棄の方法が環境に及ぼす負の影響整合のとれた表示の仕様は、第2項に従って、委員会が定めるものとする。
2. 2020年7月3日までに、委員会は、次のとおり、第1項に掲げる表示にとって整合のとれた仕様を定める実施行為を採択するものとする。
 - (a) 附則D部(1)、(2)及び(3)に記載する使い捨てプラスチック製品の表示は、当該製品の販売用包装及び梱包用包装に付すものとする。購入時点で複数の販売単位でまとめられている場合は、各販売単位の包装に表示を付すものとする。表示は、表面積が10平方センチメートル未満の包装には要求されない。
 - (b) 附則D部(4)に記載する使い捨てプラスチック製品の表示は、製品自体に付されるものとする。

(28) 欧州の統一規格を公表している欧州標準化委員会 (European Committee for Standardization: CEN)、欧州電気標準化委員会 (European Committee for Electrotechnical Standardization: CENELEC)、欧州電気通信標準化機構 (European Telecommunications Standards Institute: ETSI) の3機関。"European Standardization Organizations." CEN-CENELEC website <<https://www.cencenelec.eu/standards/ESOs/Pages/default.aspx>>

(29) 前掲注(8)参照。

(30) 廃棄物の発生抑制及び管理の優先順位を示したもので、優先度の高いものから順に、①発生抑制 (prevention)、②再利用のための準備 (preparing for re-use)、③再生利用 (recycling)、④その他の回収、例えばエネルギー回収 (other recovery, e.g. energy recovery)、⑤廃棄 (disposal) である (Directive 2008/98/EC, *op.cit.*(3), Article 4)。

(c) 産業別の既存の任意の取組を考慮し、消費者の誤解を招く情報を避ける必要性に特別に注意を払う。

当該実施行為は、第 16 条第 2 項に掲げる審査手続に従って採択されるものとする。

3. たばこ製品に関するこの条の規定は、指令 2014/40/EU に定める規定に追加されたものとする。

第 8 条 拡大生産者責任

1. 加盟国は、加盟国で上市される附則 E 部に記載する全ての使い捨てプラスチック製品について、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8a 条⁽³¹⁾に従って、拡大生産者責任制度を確実に定めなければならない。

2. 加盟国は、附則 E 部の I に記載する使い捨てプラスチック製品の生産者に、指令 2008/98/EC 及び 94/62/EC における拡大生産者責任の規定に基づく費用、並びに、既に含まれていない限りにおいて、次の各号に掲げる費用も確実に負担させなければならない。

(a) 当該製品に関してこの指令の第 10 条に掲げる意識向上のための措置の費用

(b) 公共の収集システムに捨てられた当該製品の廃棄物収集の、設備とその運転を含めた費用並びにそれに続く輸送費用及び処理費用

(c) 当該製品から生じるごみの清掃費用並びにそれに続くごみの輸送費用及び処理費用

3. 加盟国は、附則 E 部の II 及び III に記載する使い捨てプラスチック製品の生産者に、少なくとも次の各号に掲げる費用を確実に負担させなければならない。

(a) 当該製品に関して第 10 条に掲げる意識向上のための措置の費用

(b) 当該製品から生じるごみの清掃費用並びにそれに続くごみの輸送費用及び処理費用

(c) 指令 2008/98/EC 第 8a 条第 1 項第 c 号に従ったデータの収集及び報告の費用

この指令の附則 E 部の III に記載する使い捨てプラスチック製品に関しては、加盟国は、生産者に、更に加えて、公共の収集システムに捨てられた当該製品の廃棄物収集の、設備とその運転を含めた費用並びにそれに続く輸送費用及び処理費用を確実に負担させなければならない。この費用には、一般的にごみの頻出する場所 [common litter hotspots] における適切な廃棄物投入容器のような、当該製品の廃棄物収集のための特別な設備を設置することを含むことができる。

4. 第 2 項及び第 3 項に掲げる負担すべき費用は、同項に掲げる業務を費用効率の高い方法で提供するために必要な費用を超えてはならず、その費用は、関係者の間で透明性の高い方法で定められるものとする。ごみの清掃費用は、公的機関又はその代理者が行う活動に限定されるものとする。[費用の] 計算方法は、比例的な方法でごみの清掃費用が決定されるように策定されなければならない。行政費用を最小化するため、加盟国は、適切な複数年固定額 [multiannual fixed amounts] を設定することにより、ごみの清掃費用のための財政貢献を決定することができる。

委員会は、加盟国と協議の上、第 2 項及び第 3 項に掲げるごみの清掃費用に関する基準の指針を公表するものとする。

5. 加盟国は、全ての関係者の役割及び責任を明確な方法で定義しなければならない。

包装に関しては、これらの役割や定義は、指令 94/62/EC に沿って定義されるものとする。

(31) 第 8 条は、加盟国が生産者に拡大生産者責任を課すための法的措置等を講ずる義務について、第 8a 条は、加盟国が拡大生産者責任制度を構築する際の最低限の要件について規定している。

6. 各加盟国は、他の加盟国で設立され、自国の市場で商品を上市する生産者が、自国の領域で拡大生産者責任に関する生産者の責任を果たすことを目的として、自国の領域内にある法人又は自然人を公認の代理人として指名することを認めなければならない。
7. 各加盟国は、自国で設立された生産者が、[当該生産者の] 設立地ではない他の加盟国において附則 E 部に記載する使い捨てプラスチック製品及びプラスチック含有漁具を販売するときは、公認の代理人が確実に指名されるようにしなければならない。公認の代理人は、他の加盟国の領域で、この指令に基づく当該生産者の義務を果たす責任を有する者とする。
8. 加盟国は、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8a 条に従い、プラスチック含有漁具に対する拡大生産者責任制度を確実に設けなければならない。

指令 2008/56/EC⁽³²⁾の第 3 条第 1 項に定義する海域を有する加盟国は、再生利用のためのプラスチック含有漁具廃棄物の年間最低収集率を定めなければならない。

加盟国は、加盟国で上市されたプラスチック含有漁具及び収集されたプラスチック含有漁具廃棄物を監視し、この指令の第 13 条第 1 項に従って、連合における拘束力のある量的な収集目標を定める観点から、委員会に報告しなければならない。

9. この条の第 8 項に基づき定められる拡大生産者責任制度に関しては、加盟国は、プラスチック含有漁具の生産者に、指令 2019/883⁽³³⁾に従った適切な港湾受入施設⁽³⁴⁾又は当該指令の範囲外の同等の収集システムに搬送されたプラスチック含有漁具の分別収集の費用並びにそれに続く輸送費用及び処理費用を確実に負担させなければならない。生産者は、プラスチック含有漁具に関し、第 10 条に掲げる意識向上のための費用も負担しなければならない。

この項に定める要件は、港湾受入施設に関する連合法において漁船廃出の廃棄物に適用される要件を補完する。

理事会規則 (EC) 850/98⁽³⁵⁾が定める技術的な措置にかかわらず、委員会は、欧州標準化機関に、漁具について、再利用への備えを奨励し、使用終了時に再生利用を容易にするための循環型の設計に関する整合規格を策定することを要求するものとする。

第 9 条 分別収集

1. 加盟国は、再生利用のために、次の各号に掲げる分別収集を確実に実施するための必要な措置を講じなければならない。
 - (a) 2025 年までに、ある年に上市された附則 F 部に記載する使い捨てプラスチック製品の重量 77% に相当する量の当該製品の廃棄物の分別収集
 - (b) 2029 年までに、ある年に上市された附則 F 部に記載する使い捨てプラスチック製品の重量 90% に相当する量の当該製品の廃棄物の分別収集ある加盟国で上市された附則 F 部に記載する使い捨てプラスチック製品 [の量] は、同じ

(32) Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive), OJ L164, 2008.6.25. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2008/56/oj>>

(33) Directive (EU) 2019/883 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on port reception facilities for the delivery of waste from ships, amending Directive 2010/65/EU and repealing Directive 2000/59/EC, OJ L151, 2019.6.7. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/883/oj>>

(34) 船舶で生じた廃棄物を受け入れることができる施設を指す。 *ibid.*, Article 2(6)

(35) Council Regulation (EC) No 850/98 of 30 March 1998 for the conservation of fishery resources through technical measures for the protection of juveniles of marine organisms, OJ L125, 1998.4.27. <<http://data.europa.eu/eli/reg/1998/850/oj>>

年に当該加盟国で、当該製品から生じた廃棄物（ごみとしても含む。）の量に等しいとみなすことができる。

その目的を達成するために、加盟国は、特に、次に掲げるものを設けることができる。

(a) デポジット・リファンド制度⁽³⁶⁾

(b) 拡大生産者責任制度に関連する個別の収集目標

第 1 段落の規定は、指令 2008/98/EC 第 10 条第 3 項第 a 号⁽³⁷⁾に影響を及ぼすことなく適用される。

2. 委員会は、第 1 項に定める目標を達成するための適切な措置、特にデポジット・リファンド制度について、加盟国間の情報交換及びベスト・プラクティスの共有を促進するものとする。委員会は、このような情報交換及びベスト・プラクティスの共有の結果を、公に利用可能にするものとする。

3. 2020 年 7 月 3 日までに、委員会は、この条の第 1 項で定める分別収集目標の算出及び検証のための方法を定める実施行為を採択するものとする。当該実施行為は、第 16 条第 2 項に掲げる審査手続に従って採択されるものとする。

第 10 条 意識向上のための措置

加盟国は、この指令が対象とする製品から生じるごみを削減するため、消費者に情報を提供し、責任ある消費者態度への動機づけを行うための措置を講じ、また、附則 G 部に記載する使い捨てプラスチック製品の消費者及びプラスチック含有漁具の使用者に、次の各号に掲げる事項について情報提供するための措置を講じなければならない。

(a) これらの使い捨てプラスチック製品及びプラスチック含有漁具の再利用可能な代替品、再利用システム及び廃棄物管理の選択肢の利用可能性並びに指令 2008/98/EC 第 13 条⁽³⁸⁾に従って行われる適正な廃棄物管理のベスト・プラクティス

(b) これらの使い捨てプラスチック製品及びプラスチック含有漁具の投棄及びその他の不適切な廃棄が環境、特に海洋環境に与える影響

(c) これらの使い捨てプラスチック製品の不適切な廃棄が下水道システムに与える影響

第 11 条 措置の調整

この指令の第 4 条第 1 項第 1 段落に影響を及ぼすことなく、各加盟国は、この指令の〔国内法への〕置換及び実施のための措置が、指令 2008/56/EC 第 13 条⁽³⁹⁾に従い海域を保有する加盟国に対して定められた措置のプログラム、指令 2000/60/EC⁽⁴⁰⁾第 11 条⁽⁴¹⁾に従い定められた措置のプログラム、指令 2008/98/EC 第 28 条及び第 29 条⁽⁴²⁾に従い定められた廃棄物管理計画及び廃棄物発生抑制プログラム並びに指令 (EU)2019/883 の下で定められた廃棄物受入れ及び取扱計画の不可欠な一部をなし、かつ、それらと整合性を保つことを確実にしなければ

(36) 商品購入時等に消費者が一定の預り金を預け（デポジット）、容器の返却時に払戻しを受ける（リファンド）仕組み。

(37) 分別収集の例外について規定している。

(38) 加盟国は、廃棄物管理が人間の健康や環境に害を与えることなく確実に行われるよう取り計らわなければならないことを規定している。

(39) 加盟国は、管理する海域に関して必要な措置に関するプログラムを定めなければならないことを規定している。

(40) Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy, OJ L327, 2000.12.22. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2000/60/2014-11-20>>

(41) 加盟国は、管理する川の流域地区に関して必要な措置に関するプログラムを定めなければならないことを規定している。

(42) 廃棄物の管理及び発生抑制について規定している。

ばならない。

この指令の第4条から第9条までの〔国内法への〕置換及び実施のために加盟国が講じる措置は、食品衛生及び食品安全が損なわれないことを確保する連合の食品法に従うものとする。加盟国は、食品と接触することが想定される素材について、可能な場合は、使い捨てプラスチックの持続可能な代替品の使用を奨励しなければならない。

第12条 使い捨てプラスチック製品の仕様及び指針

この指令の適用上、食品容器が使い捨てプラスチック製品とみなされるか否かを決定するためには、附則に記載された食品容器に関する要件に加えて、その容量や大きさ、特に1回分の量〔single-serve portion〕であるためにごみになりやすい性質〔を考慮すること〕が、決定的に重要となる。

2020年7月3日までに、委員会は、必要に応じ、この指令の適用上、使い捨てプラスチック製品とみなされるものの事例を含めて、加盟国と協議の上、指針を公表するものとする。

第13条 情報システム及び報告

1. 加盟国は、毎暦年、委員会に次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (a) 第4条第1項に従った消費削減を明らかにするための、各年に加盟国の市場に上市された附則A部に記載される使い捨てプラスチック製品に関するデータ
 - (b) 第4条第1項の目的のために加盟国が講じた措置に関する情報
 - (c) 第9条第1項に従った分別収集目標の達成状況を明らかにするための、各年に加盟国で分別して収集された附則F部に記載する使い捨てプラスチック製品に関するデータ
 - (d) 各年に加盟国で上市されたプラスチック含有漁具及び収集された漁具廃棄物に関するデータ
 - (e) 第6条第5項で定める目標の達成状況を明らかにするための、附則F部に記載する飲料ボトルにおける再生利用の含有〔量〕に関する情報
 - (f) 第8条第3項に従って収集された、附則E部のIIIに記載する使い捨てプラスチック製品の消費後の廃棄物に関するデータ

加盟国は、データが収集された年の終了から18か月以内に、データ及び情報を、電子的に報告しなければならない。データ及び情報は、この条の第4項に従い委員会が定める形式により報告されるものとする。

最初の報告期間は2022年とし、例外として、第1項第e号及び第f号は最初の報告期間を2023年とする。

2. この条に従って加盟国が報告したデータ及び情報には、品質確認の報告を添付するものとする。データ及び情報は、第4項に従い委員会が定める形式により報告されるものとする。
3. 委員会は、この条に従って報告されるデータ及び情報を検討し、検討結果に関する報告書を刊行するものとする。報告書は、データ及び情報の収集の組織化、データ及び情報の出所及び加盟国が用いた手法並びにデータ及び情報の完全性、信頼性、適時性及び整合性を査定するものとする。査定には、改善のための具体的な勧告を含めることができる。報告書は、加盟国によるデータ及び情報の初回の報告の後に作成され、その後は、指令94/62/EC第12条第3c号で想定される間隔⁽⁴³⁾で作成されるものとする。

(43) 4年ごと。

4. 2021 年 1 月 3 日までに、委員会はこの条の第 1 項第 a 号、同第 b 号及び第 2 項に従ったデータ及び情報の報告のための形式を定める実施行為を採択するものとする。

2020 年 7 月 3 日までに、委員会は、この条の第 1 項第 c 号、同第 d 号及び第 2 項に従ったデータの報告のための形式を定める実施行為を採択するものとする。

2022 年 1 月 1 日までに、委員会は、この条の第 1 項第 e 号、同第 f 号及び第 2 項に従ったデータ及び情報の報告のための形式を定める実施行為を採択するものとする。

これらの実施行為は、第 16 条第 2 項に掲げる審査手続に従い採択されるものとする。その際、指令 94/62/EC 第 12 条⁽⁴⁴⁾に従い策定された形式が考慮される。

第 14 条 罰則

加盟国は、この指令に基づき採択された国内規定に対する違反に適用される罰則に関して規則 [rules] を定め、かつ、それが確実に実施されるために必要な全ての措置を講じなければならない。規定される罰則は、実効性、比例性、抑止力を有するものでなければならない。加盟国は、2021 年 7 月 3 日までに、当該規定及び当該措置について委員会に通知しなければならず、当該規定及び当該措置に関係するその後のあらゆる修正について通知しなければならない。

第 15 条 評価及び検討

1. 委員会は、この指令の評価を 2027 年 7 月 3 日までに行うものとする。当該評価は、第 13 条に従い利用可能な情報に基づくものとする。加盟国は、当該評価及びこの条の第 2 項に掲げる報告書の準備のために必要なあらゆる追加の情報を、委員会に提供しなければならない。
2. 委員会は、第 1 項に従い行われた評価の主な結果に関する報告書を、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会評議会に提出するものとする。報告書は、必要な場合には、法案を伴うものとする。その法案は、必要な場合には、拘束力のある量的な消費削減目標及び拘束力のある漁具廃棄物の収集率を設定するものとする。
3. 報告書は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (a) 使い捨てプラスチック製品を掲載する附則の見直しの必要性（ガラス製及び金属製の飲料容器に使用されるプラスチック製のキャップ及び蓋に関するものを含む。）の査定
 - (b) 加盟国における消費水準及び既に達成された削減を考慮に入れて、拘束力のある漁具廃棄物の収集率及び特に附則 A 部に掲げる使い捨てプラスチック製品に関する連合としての拘束力のある量的な消費削減目標の設定の実現可能性に関する研究
 - (c) この指令が対象とする使い捨てプラスチック製品に使用される素材の変化並びに再利用可能な代替物に基づく新たな消費パターン及びビジネスモデルの査定。なお、これ [査定] には、可能な限り、これらの製品及び代替物の環境への影響を査定するため、全体のライフサイクルの分析を含めるものとする。
 - (d) この指令の範囲における使い捨てプラスチック製品及びその使い捨ての代用品に適用される、海洋環境における生分解性の要件又は基準であって、プラスチックが海洋生物に害を及ぼすことがなく、環境へのプラスチックの蓄積が起こらないほどの十分に短い時間で、炭酸ガス (CO₂)、バイオマス及び水への完全な分解を確実にする要件又は基準に関する科学的及び技術的な進歩の査定

(44) この条と同じく、「情報システム及び報告」について規定している。

4. 第1項に基づき行われた評価の一部として、委員会は、附則E部のⅢに掲げる使い捨てプラスチック製品に関し、この指令のもとで採られた措置を検討し、主な結果に関する報告書を提出するものとする。報告書は、附則E部のⅢに掲げる使い捨てプラスチック製品の消費後廃棄物の削減のため、消費後廃棄物に関する拘束力のある収集率の設定の可能性を含め、拘束力ある措置のための選択肢も検討するものとする。報告書は、必要な場合には、法案を伴うものとする。

第16条 委員会 [Committee] 手続

1. 委員会は、指令2008/98/EC第39条⁽⁴⁵⁾による委員会 [Committee] の助力を得るものとする。その委員会は、規則 (EU)182/2011⁽⁴⁶⁾の意味における委員会 [Committee]⁽⁴⁷⁾とする。
2. この段落に言及される場合は、規則 (EU)182/2011 第5条⁽⁴⁸⁾を適用する。
委員会 [Committee] が意見を述べない場合は、委員会は実施行為案を採択してはならず、規則 (EU)182/2011 第5条第4項の第3段落⁽⁴⁹⁾が適用される。

第17条 [国内法への] 置換

1. 加盟国は、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を、2021年7月3日までに施行しなければならない。加盟国は、それらを委員会に直ちに通知しなければならない。
ただし、加盟国は、次の各条を遵守するための規定については、次に掲げる期日から、必要な措置を適用しなければならない。
 - 第5条は2021年7月3日から。
 - 第6条第1項は2024年7月3日から。
 - 第7条第1項は2021年7月3日から。
 - 第8条は2024年12月31日までに、ただし、2018年7月4日より前に規定された拡大生産者責任制度及び附則E部のⅢに記載する使い捨てプラスチック製品に関しては、2023年1月5日までに。
加盟国が、この項に掲げる措置を採択する場合には、それらの措置は、この指令に言及しなければならない又は当該措置の公布時にそのような言及を添付しなければならない。言及の方法は、加盟国が定めなければならない。
2. 加盟国は、この指令が対象とする分野において採択する国内法の主要な規定の条文を委員会に通知しなければならない。
3. 第4条及び第8条において設定された廃棄物管理目標及び目的が達成されることを前提に、加盟国は、附則E部のⅢに掲げる使い捨てプラスチック製品を除き、第4条第1項、第8条第1項及び同第8項に定める規定を、所轄官庁と関連経済部門との間の合意によって、置換することができる。

(45) この条と同内容の規定がおかれている。

(46) Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers, OJ L55, 2011.2.28. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2011/182/oj>>

(47) 委員会 (Committee) は、加盟国の代表により構成され、欧州委員会委員長が議長を務める。委員会 (Committee) は、欧州委員会の実施行為草案の審査手続又は諮問手続を通じ、欧州委員会の実施権限の行使を管理する。庄司前掲注 (25), pp.106-108.

(48) 委員会 (Committee) による審査手続について定めている。

(49) 委員会 (Committee) が意見を述べない場合等において、委員会 (Committee) の議長 (欧州委員会委員長) が修正案を提出することができることを規定している。

合意は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (a) 合意は、実施可能であること。
- (b) 合意は、対応する期限を伴う目的の明記を要すること。
- (c) 合意は、国の官報又はこれと同等に公にアクセス可能な公的な文書において公表され、委員会に伝達されること。
- (d) 合意の下で達成された結果を、定期的に監視し、所轄官庁及び委員会に報告し、かつ、合意で定められた条件に基づき公に利用可能なものとする。
- (e) 所轄官庁は、合意の下で達成された進展について審査する規定を作成すること。
- (f) 合意が遵守されない場合、加盟国は、法律、規則又は行政規定により、この指令の関連規定を実施すること。

第 18 条 施行

この指令は、『欧州連合官報』における公布日の翌日から起算して 20 日後に施行する。

第 19 条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2019 年 6 月 5 日、ブリュッセルにて採択

欧州議会議長 A. TAJANI

理事会議長 G. CIAMBA

附則

A 部 消費削減に関する第 4 条の対象となる使い捨てプラスチック製品

- (1) 飲料カップ（カバー及び蓋を含む。）
- (2) 食品容器、すなわち、次の各号に掲げる食品を入れるために使用される、カバーのある又はない箱のような入れ物
 - (a) その場で又は持ち帰って、直ちに飲食されることが想定されているもの
 - (b) 通常は、その容器から飲食するもの
 - (c) 料理、煮炊き、加熱のような調理を行うことなく飲食することができるもの
ファストフード又はその他の直ちに飲食できる食事のために使われる食品容器を含むが、飲料容器、皿並びに食品が入っている袋及び包装材は含まない。

B 部 上市の制限に関する第 5 条の対象となる使い捨てプラスチック製品

- (1) 理事会指令 90/385/EEC⁽⁵⁰⁾又は理事会指令 93/42/EEC⁽⁵¹⁾の範囲内に係る場合を除き、綿棒
- (2) カトラリー（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）
- (3) 皿
- (4) 理事会指令 90/385/EEC 又は理事会指令 93/42/EEC の範囲内に係る場合を除き、ストロー
- (5) 飲料のかき混ぜ棒
- (6) 風船（工業用又はその他の業務用途の風船及び消費者への頒布を行わない場合を除く。）
に取り付けられ、支えるための棒（その仕掛けを含む。）
- (7) 発泡スチロール⁽⁵²⁾で作られた食品容器、すなわち、次の各号に掲げる食品を入れるために使用される、カバーのある又はない箱のような入れ物
 - (a) その場で又は持ち帰って、直ちに飲食されることが想定されているもの
 - (b) 通常は、その容器から飲食するもの
 - (c) 料理、煮炊き、加熱のような調理を行うことなく飲食することができるもの
ファストフード又はその他の直ちに飲食できる食事のために使われる食品容器を含むが、飲料容器、皿並びに食品が入っている袋及び包装材は含まない。
- (8) 発泡スチロールで作られた飲料容器（キャップ及び蓋を含む。）
- (9) 発泡スチロールで作られた飲料カップ（カバー及び蓋を含む。）

C 部 製品要件に関する第 6 条第 1 項から第 4 項までの対象となる使い捨てプラスチック製品

容量 3 リットルまでの飲料容器、すなわち、飲料ボトル（キャップ及び蓋を含む。）及び

(50) Council Directive of 20 June 1990 on the approximation of the laws of the Member States relating to active implantable medical devices (90/385/EEC), OJ L189, 1990.7.20. <<http://data.europa.eu/eli/dir/1990/385/2007-10-11>>

(51) Council Directive 93/42/EEC of 14 June 1993 concerning medical devices, OJ L169, 1993.7.12. <<http://data.europa.eu/eli/dir/1993/42/2007-10-11>>

(52) 発泡スチロールには、製法と用途の異なる 3 種類があり、①主に魚箱や緩衝材に用いられる「ビーズ法発泡スチロール」、②主に食品トレイ等に用いられる「ポリスチレンペーパー」、③主に断熱建材に用いられる「押しボード（押出法ポリスチレンフォームともいう。）」がある。「発泡スチロール（EPS）」（資源循環指標調査検討委員会『資源循環指標調査検討委員会 報告書資源循環指標策定ガイドライン』参考資料 A-11）2002.6. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/12/A/10Happo.PDF>>

複合素材の飲料容器 (キャップ及び蓋を含む。) のように、液体を入れるための容器であって、次の各号に該当しないもの

- (a) プラスチック製のキャップ及び蓋があるガラス製又は金属製の飲料容器
- (b) 欧州議会及び理事会規則 (EU)609/2013⁽⁵³⁾第 2 条第 g 号で定義される特別医療目的用食品⁽⁵⁴⁾であって、液体状のもののために使用することを意図した飲料容器

D 部 表示要件に関する第 7 条の対象となる使い捨てプラスチック製品

- (1) 生理用ナプキン (パッド)、タンポン及びタンポン装着器具
- (2) ウェットティッシュ [wet wipes]、すなわち、あらかじめ湿らせてある、個人的なケア及び家庭用のティッシュ
- (3) フィルター付きのたばこ製品及びたばこ製品と組み合わせて使用するために販売されているフィルター
- (4) 飲料カップ

E 部

I 拡大生産者責任に関する第 8 条第 2 項の対象となる使い捨てプラスチック製品

- (1) 食品容器、すなわち、次の各号に掲げる食品を入れるために使用される、カバーのある又はない箱のような入れ物
 - (a) その場で又は持ち帰って、直ちに飲食されることが想定されているもの
 - (b) 通常は、その容器から飲食するもの
 - (c) 料理、煮炊き、加熱のような調理を行うことなく飲食することができるもの
ファストフード又はその他の直ちに飲食できる食事のために使われる食品容器を含むが、飲料容器、皿並びに食品が入っている袋及び包装材は含まない。
- (2) 柔軟性のある素材から作られ、食品が入っている袋及び包装材であって、これ以上の調理を行うことなく、袋又は包装材から直ちに飲食することが意図されているもの
- (3) 容量 3 リットルまでの飲料容器、すなわち、飲料ボトル (キャップ及び蓋を含む。) 及び複合素材の飲料容器 (キャップ及び蓋を含む。) のように液体を入れるための容器であって、プラスチック製のキャップ及び蓋があるガラス製又は金属製の飲料容器以外のもの
- (4) 飲料カップ (カバー及び蓋を含む。)
- (5) 指令 94/62/EC 第 3 条第 1c 項で定義される軽量のプラスチック製買物袋⁽⁵⁵⁾

II 拡大生産者責任に関する第 8 条第 3 項の対象となる使い捨てプラスチック製品

- (1) ウェットティッシュ、すなわち、あらかじめ湿らせてある、個人的なケア及び家庭用のティッシュ

(53) Regulation (EU) No 609/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on food intended for infants and young children, food for special medical purposes, and total diet replacement for weight control and repealing Council Directive 92/52/EEC, Commission Directives 96/8/EC, 1999/21/EC, 2006/125/EC and 2006/141/EC, Directive 2009/39/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Regulations (EC) No 41/2009 and (EC) No 953/2009, OJ L181, 2013.6.29. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2013/609/2017-07-11>>

(54) 特別医療目的用食品 (food for special medical purposes: FSMPs) とは、医学的監督下で、患者の食事管理のために特別に加工された食品を指す。

(55) 商品の販売の際に消費者に提供される、厚さが 50 ミクロン未満のプラスチック製の袋。持ち手の有無を問わない。いわゆる「レジ袋」を指す。

(2) 風船（工業用又はその他の業務用途の風船及び消費者への頒布を行わない場合を除く。）

Ⅲ 拡大生産者責任に関する第 8 条第 3 項の対象となるその他の使い捨てプラスチック製品

フィルター付きのたばこ製品及びたばこ製品と組み合わせて使用するために販売されているフィルター

F 部 分別収集に関する第 9 条及び製品要件に関する第 6 条第 5 項の対象となる使い捨てプラスチック製品

容量 3 リットルまでの飲料ボトル（キャップ及び蓋を含む。）であって、次の各号に該当しないもの

- (a) プラスチック製のキャップ及び蓋があるガラス製又は金属製の飲料ボトル
- (b) 欧州議会及び理事会規則（EU）609/2013 第 2 条第 g 号で定義される特別医療目的用食品であって、液体状のもののために使用することを意図した飲料ボトル

G 部 意識向上に関する第 10 条の対象となる使い捨てプラスチック製品

(1) 食品容器、すなわち、次の各号に掲げる食品を入れるために使用される、カバーのある又はない箱のような入れ物

- (a) その場で又は持ち帰って、直ちに飲食されることが想定されているもの
- (b) 通常は、その容器から飲食するもの
- (c) 料理、煮炊き、加熱のような調理を行うことなく飲食することができるもの

ファストフード又はその他の直ちに飲食できる食事のために使われる食品容器を含むが、飲料容器、皿並びに食品が入っている袋及び包装材は含まない。

(2) 柔軟性のある素材から作られ、食品が入っている袋及び包装材であって、これ以上の調理を行うことなく、袋又は包装材から直ちに飲食することが意図されているもの

(3) 容量 3 リットルまでの飲料容器、すなわち、飲料ボトル（キャップ及び蓋を含む。）及び複合素材の飲料容器（キャップ及び蓋を含む。）のように液体を入れるための容器であって、プラスチック製のキャップ及び蓋があるガラス製又は金属製の飲料容器以外のもの

(4) 飲料カップ（カバー及び蓋を含む。）

(5) フィルター付きのたばこ製品及びたばこ製品と組み合わせて使用するために販売されているフィルター

(6) ウェットティッシュ、すなわち、あらかじめ湿らせてある、個人的なケア及び家庭用のティッシュ

(7) 風船（工業用又はその他の業務用途の風船及び消費者への頒布を行わない場合を除く。）

(8) 指令 94/62/EC 第 3 条第 1c 項で定義される軽量のプラスチック製買物袋

(9) 生理用ナプキン（パッド）、タンポン及びタンポン装着器具

（はまの めぐみ）